

独立行政法人自動車事故対策機構
平成 1 8 年度業務実績評価調書

平成 1 9 年 8 月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）組織運営の効率化 業務の繁閑に応じて柔軟かつ機動的に業務を担当できる体制を整備する。 このため課制を廃止し、固定的な課単位の組織に制約されず、機動的な人材運用を可能とするマネージャー制を導入する。	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）組織運営の効率化 引き続き、検討委員会において、マネージャー制の導入効果の検証・分析及び検討を行い、組織運営の効率化を図る。	3	マネージャー制導入のための検討委員会において、地方組織の職員に対し平成17年10月に導入した地方組織におけるマネージャー制に関するアンケートを実施したところ、業務の繁閑に応じた機動的な人材配置や横断的な重要課題への対応（プロジェクトチームの運用）に効果が認められた。 例えば、大阪主管支所（適性診断予約システムプロジェクトチームの設置）において、マネージャー制の積極的活用を行った取組がなされ、予約業務の簡素化・円滑化及び顧客サービスの向上した例に見られるように、組織運営の効率化を図るうえでも効果的な制度であることが確認された。 以上により、中期目標の達成に向けて、着実な実施状況にあると認められる。	
（2）人材の活用 業務に必要な役職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員を積極的に活用するなど組織の活性化を図る。 また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築する。	（2）人材の活用 業務に必要な役職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員を積極的に活用するなど組織の活性化を図る。 また、前年度（平成17年度）に実施した試行の評価及び分析を行い、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築する。	4	産業カウンセラー等の資格取得者を99人配置した。 また、職員の能力・実績をより適正に評価する新しい人事評価（勤務評価）の仕組みを構築し、本部職員については、年度計画より前倒しをして、平成18年10月から導入するとともに、地方職員についても平成19年度から導入することとした。 以上により、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	

(3) 業務の運営の効率化 指導講習業務 ア 職員に対する研修制度を拡充し、職員の能力開発を促進することにより、指導講習に係る講義の業務の一部を職員が実施できるよう育成を図り、業務経費を削減する。	(3) 業務の運営の効率化 指導講習業務 ア 前年度（平成17年度）までに育成した職員により専任講師が行っていた講義について、認可法人時の最終年度（平成14年度）の30%以上を実施し、業務経費を削減する。	3	認可法人時の最終年度に専任講師が行っていた講義の30%について、前年度（平成17年度）までに育成した職員が講義を実施して業務経費の削減を図った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 効果を勘案しつつ、ITを活用した全国統一の受講者管理システムの構築など、業務全般の見直しにより、業務の効率化を図る。	イ インターネット予約システムについて、全支所において導入して、業務の効率化を図る。	3	平成18年4月から全支所においてインターネット予約システムを導入し、一般講習、基礎講習のインターネット予約を開始した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
ウ 受講者が少ない開催場所について、隣接県との共同講習を行う等により、中期目標期間中に10会場以上について集約化を行う。	ウ 引き続き、受講者が少ない開催場所を対象に、隣接県との共同講習を行う等により、新たに2会場以上の集約化を行う。	3	新たに2会場の集約化を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
エ 講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。	エ 引き続き、講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入（平成18年度）を前年度（平成17年度）より向上させる。	4	全ての講習において、視聴覚機器を導入した講習を実施したり、講習回数を増回したりして、講習内容の充実や利便性向上に努めた。また、トップセールスにより事業者への広報の充実・強化を図った。これらのことから、主に基礎講習の受講者が10%増加し、自己収入が前年度（平成17年度）に比べ6%増加した。 以上により、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
オ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上（認可法人時32.7%）に引き上げる。	オ 以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成18年度）について37%以上に引き上げる。	3	講習全体の受講者数が伸びたことにより自己収入比率は38.8%となり、前年度（平成17年度）と比較して1.3%向上した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
適性診断業務 ア 専門委員（大学教授等）によ	適性診断業務 ア 前年度（平成17年度）に育	3	前年度（平成17年度）に育成した職	

る職員の助言指導能力の育成を行うことにより、適性診断後のカウンセリングの業務を職員が実施できるように育成し、業務経費を削減する。	成した職員により、特別診断及び特定診断の助言指導を30%以上行い、業務経費を削減する。		員25人により、専門委員の行う診断(436件)のうち、30.3%を実施した。 また、職員を育成したことで、より多くの受診機会を利用者に提供することが可能となり、特別診断の受診者は前年度(平成17年度)より55件増加した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 受付時点から全ての業務プロセスの見直しを実施し、効果を勘案しつつ、統計業務のオンライン化や業務のマニュアル化等を図り、業務全体の効率化を図る。	イ インターネット予約システムについて、全支所に導入し、業務の効率化を図る。	3	平成18年4月から全支所においてインターネット予約システムを導入し、インターネットによる予約を開始した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる	
ウ 診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。	ウ 引き続き、診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入(平成18年度)を前年度(平成17年度)より向上させる。	4	貸出用自動適性診断機器の追加導入等の診断内容の高度化、インターネット予約システムの導入等の利便性の向上、並びにトップセールス等によるPR等の取組により、自己収入を対前年度比で約13%増加させた。 以上により、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
エ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上(認可法人時30.1%)に引き上げる。	エ 以上の措置を講ずることにより、自己収入比率(平成18年度)について38%以上に引き上げる。	4	上述のような取組を行うことなどにより、自己収入比率を前年度(平成17年度)より3.3%向上させ、42.8%としており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
重度後遺障害者に対する援護業務 (療護センター) ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	重度後遺障害者に対する援護業務 (療護センター) ア 引き続き、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	3	タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 平成15年度より千葉療護センターの民間委託化を行い、全センターの業務の民間委託化を図る。	イ 引き続き、平成15年度に策定した経費節減の方策に従い、既存病床の運営経費(平成18年度)	4	看護師配置数の段階的削減、建物管理業務等における委託業務の見直し、外部受託検査件数の増加等により、既存病床	

たところであるが、さらに民間委託している定型的・単純作業についての見直し等による経費節減や検査外来の増加により、既存病床の運営経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を節減する。	について、認可法人時の最終年度（平成14年度）の4%程度に相当する額を節減する。		の運営経費について、平成14年度の13.7%に相当する額を節減しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
（介護料支給） 介護料支給事務について、請求事務プロセスの見直し、支給額積算の電子データ化により、事務の処理期間の短縮化を図る。	（介護料支給） 支給額積算業務及び請求事務プロセスの点検、見直しを実施する。	2	支給額積算業務及び請求事務プロセスの見直しには至らなかったものの、介護料受給資格認定申請書等の配布方法としてホームページからのダウンロード方式の定着化に努め、申請者に対する利便性の向上を図った。 以上により、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
交通遺児等への支援業務 ア 債権管理委員会により、債権管理方法の改善を行い、効果的、効率的な回収を図り、回収経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で20%程度に相当する額を削減しつつ、債権回収率90%以上確保する。	交通遺児等への支援業務 ア 債権管理規程に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上確保するとともに、債権回収マニュアルを活用し、効率的な債権回収を行うことにより、債権回収経費（平成18年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で25%程度に相当する額を削減する。	4	債権管理規程に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90.9%を確保した。また、育成業務管理員の人数削減及び給与単価の見直し等を行ったことにより、債権回収経費について、平成14年度比で年度計画を上回る29.4%に相当する額を削減した。 以上により、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。	イ 引き続き、債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。	3	債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
情報提供業務 自動車アセスメントを適切なコストで実施していくため、試験実	情報提供業務 自動車アセスメントを適切なコストで実施するため、分析集計方	4	各試験データの処理方法を見直し、1台当たりの試験実施費について、平成14年度比でフルラップ試験12.7%、オ	

施方法の合理化等を図り、試験毎の1台当たりの試験実施費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を削減する。	法の見直しを行い、1台当たりの試験実施費（平成18年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）比でフルラップ試験7%程度、オフセット試験6%程度、側面衝突試験5%程度、チャイルドシート試験5%程度及びブレーキ試験4%程度に相当する額を削減する。		
業務全般 業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費について、より一層の業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で10%程度に相当する額を削減する。 なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間に、人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね3%の人件費を削減する。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与体系について必要な見直しを進める。	業務全般 業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費について、効率化推進計画に基づき効率化の取組を引続き推進し、前年度（平成17年度）予算の3%程度に相当する額を削減することにより、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で10%程度に相当する額を削減する。 なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費（退職手当等を除く。）について、前年度（平成17年度）予算の概ね3%を削減する。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与体系について必要な見直しを進める。	4 業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図るとともに、効率化推進計画を策定し、効率化の取組みを推進した。 一般管理費について、上記取組を推進するとともに、効率化に向けた組織体制や職員の削減などを実施したことなどにより、対前年度予算比4.5%の経費を削減するとともに、平成14年度比で12.4%に相当する経費を削減した。 なお、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度の人件費（退職手当等を除く。）については、中期計画による削減目標（概ね3%）を上回る対前年度予算比4.9%を削減した。 以上により、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 また、平成18年度の調達においては、一般競争入札を原則としている。随意契約による場合であっても、機器等のリース契約で導入時には一般競争入札を実施したものの2年目以降の継続契約や機器等の開発業者と締結する保守契約など契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当する場合及び契約に係る予定価格が少額のもの（この場合でも2者以上から見積書を徴しており、競争性は確保）である場合にのみ随意契約としているところである。 さらに、平成18年12月に、「随意契約の限度額の引き下げ」、「契約に係る情報の公表」等を内容とする契約事務	

			細則の改正を行い、更なる競争性及び透明性の確保を図ったところである。 以上により、平成１８年度の調達における契約については適切に実施されており、引き続き一般競争入札の原則を徹底することが必要である。	
２．国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標 を達成するためとるべき措置 （１）指導講習業務 講習回数の増回、業態別や事業規模別の講習の実施等を行い、受講者の講習環境を向上させる。	２．国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標 を達成するためとるべき措置 （１）指導講習業務 講習回数について、前年度（平成１７年度）より増回するとともに、引き続き、業態別の一般講習を全支所で実施し、事業者ニーズを踏まえつつ、事業規模別の講習を実施する。	３	講習回数について、前年度（平成１７年度）より２０回増回し、業態別講習を全支所で６４９回実施するとともに、東京主管支所及び大阪主管支所において、事業者ニーズを踏まえ、事業規模別講習を各々１回実施した。 また、事業規模別講習の一環として事業者からの要請に基づき出張講習を３回実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
少人数による受講者参加型講習の推進、最新の事故事例研究・分析に基づく再発防止のための運行管理改善手法の導入、効果的な教材の活用等指導講習の内容の充実を図る。	特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を、引き続き、全支所で実施する。 また、一般講習において「危険予知トレーニングシート」を用いた講習を実施するとともに、２５支所において視聴覚機器を用いた講習を実施する。	３	特別講習において少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習を実施するとともに、最新の業態別事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を導入した講習を全支所で実施した。 また、一般講習において「危険予知トレーニングシート」を用いた講習を実施するとともに、受講者から好評を得ている視聴覚機器（プロジェクター）によるビデオ等を活用した講習を全支所において実施した。 加えて、利用者要望に応えるため、テキストをわかりやすく改訂するとともに、乗務員指導等に有効に活用していただくための情報提供の充実を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

職員の資質向上を図るため研修制度の充実を行うとともに、事故防止相談や事故防止のための企業コンサルティングを試行的に実施する。	事故防止コンサルティングを試行的に実施するにあたって、引き続き、当該事業者を担当する支所職員に対する研修を実施するとともに、事故防止相談窓口において事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集する。 また、前年度（平成17年度）に実施した事故防止コンサルティングの実効性を検証するとともに、9社以上の事業者に対し企業コンサルティングを試行的に実施し、引き続き、知見の蓄積を行う。	3	事故防止コンサルティングを試行的に実施するにあたって、当該事業者を担当する支所職員24人に対して事業者の中で展開できる事故要因分析、カウンセリング手法についての研修を実施した。本部及び全支所に事故防止相談窓口を設置し、事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集した。 また、平成17年度に実施した事故防止コンサルティングの実効性を検証するとともに、既に、平成15年度から実施している事業者を含め、11社（トラック6社、バス4社、ハイタク1社）に対してコンサルティングを試行的に実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
運行管理における診断結果の活用を促進するため、適性診断活用講座の実施等を通じた適性診断活用法を取り入れた講習を実施する。	引き続き、「適性診断結果に基づく助言・指導の方法」を取り入れた教材を用いて、適性診断結果を活用した運転者教育についての講習を実施する。	3	運行管理における適性診断結果の活用を促進するため、平成16年度に作成した「適性診断結果に基づく助言・指導の重要性及びその手法」を取り上げた講習用テキスト及びビデオ教材を用いて、適性診断結果を活用した運転者教育についての講習を実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
定期的に受講者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、指導講習の内容の充実に反映する。	引き続き、受講者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき講習の実施方法等の改善を含めた講習内容の充実を行う。	3	前年度（平成17年度）に実施したニーズ調査の結果に基づき、要望の多い項目を優先に、講習回数の増回やドライブレコーダーの映像を用いた講義を実施するなど、講習内容の改善を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	以上の措置を講じることにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成18年度）について、4.0以上とする。	4	安全対策への支援効果に関する受講者の評価度については、基礎講習・特別講習で向上し、平均4.40で、特に事故・違反を惹起した者に対する特別講習は4.66と高い評価を得た。 一方、事業者の評価度については、平	

			均4.26となり、前年度（平成17年度）より0.02ポイント低下したものの、受講者の評価度は高く、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
（２）適性診断業務 効果を勘案しつつ、自動視野測定機の導入、アイカメラ・シミュレーターの開発・試行導入など機器の充実を行い、認知分野も含めた診断内容の高度化を図る。さらに貸出し用自動診断機器の開発を行い、全国に配備し、受診者・事業者の利便性を向上させる。	（２）適性診断業務 業務実績等を踏まえつつ、更に、自動視野測定器を10台以上導入し、受診者・事業者の利便性を向上させる。 また、アイカメラ・シミュレーターについては、診断結果コメント案を作成した後に、主管支所に試行導入し、その評価を行う。	3	自動視野測定機について、利用希望者の多い支所を優先に、改良型を12台導入し、受診者・事業者の利便性の向上を図った。 また、アイカメラ・シミュレーターについては、診断結果コメント案を作成した後、平成19年2月に東京主管支所に試行的に導入し、利用者等の意見をもとに評価を行い、アイカメラ・シミュレーターが安全運転教育に有効な機器であることが期待され、安全運転意識を向上させるものとなることが確認できた。 なお、アイカメラ・シミュレーターについては、測定までの準備時間を短縮し、運行管理者が測定結果を活用しやすいように、受診者の目の動きの記録を無事故運転者の記録とともに、一枚のDVDに記録し、提供できるよう改良を加えたところである。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
業態別等の診断結果の助言内容の充実、最新の事故事例研究・分析に基づくカウンセリング技法や小集団技法等の向上による助言指導の充実を図るとともに、運行管理者を対象とした適性診断活用講座を中期目標期間中に全支所において実施する。	平成17年度に引き続き重複作業反応テストの結果に基づく助言内容を業態別等に改良するとともに、引き続き、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対し、研修を実施し、適性診断の質を向上させる。 また、引き続き、全支所において適性診断活用講座を実施する。	3	前年度（平成17年度）に引き続き、重複作業反応テスト（動作の正確さ）の助言内容について改良を行い、より具体的に業態別に記述することにより、運転者にとってはわかりやすく、管理者にとっては助言・指導しやすくなるよう改善した。 また、前年度（平成17年度）に引き続き、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施した。 加えて、適性診断活用講座については、全支所において開催するとともに、さら	

			に開催回数を増回し、より多くの運行管理者等に受講してもらえるようトップセールス等によりPRに努めた。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
職員の資質を向上させ、助言指導を充実するため、計画的に職員への研修を実施し、中期目標期間中に診断業務担当職員の80%以上に産業カウンセラー資格を取得させる。	産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の80%以上の有資格職員を維持する。	3	産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施することにより、適性診断担当職員の87%の職員に資格を取得させており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
事業者の運行管理における診断結果の活用を促進するため、支所からオンライン化により得られた全国的な診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に解析し、個人情報の保護を図りつつ、事故防止に資する情報として事業者及び関係者に提供する。	引き続き、平成15年度に構築したシステムを活用し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供を行う。	3	平成15年度に構築したシステムを活用し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に、事故防止に資する2,948件（前年度比80%増）の情報提供を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
定期的に受診者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、適性診断の内容の充実に反映する。	引き続き、受診者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき診断の実施方法等の改善を含めた診断内容の充実を行う。	3	前年度（平成17年度）に実施した受診者・事業者に対する調査の結果に基づき、要望の多い項目を優先に、重複作業反応テストの助言内容について、より具体的に業態別に記述することなどの診断内容の改善を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
以上の施策を実施することにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	以上の措置を講じることにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成18年度）について、4.0以上とする。	4	安全対策への支援効果に関する受診者の評価度については、前年度（平成17年度）より平均で0.01ポイント向上し、平均4.21の評価を得た。適齢診断・特定診断で前年度より低下したものの、一般診断・初任診断はそれぞれ向上した。 また、事業者の評価度については、前年度より平均で0.02ポイント向上し、4.20の評価を得た。 以上により、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	

(3) 重度後遺障害者に対する援護 (療護センター) 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施することにより、中期目標期間中に脱却者30人以上(認可法人時の直近4ヶ年平均年9人)とするなど、治療効果を高める。	(3) 重度後遺障害者に対する援護 (療護センター) 引き続き、遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施し、中期目標期間における平成18年度までの脱却者数を30名以上とする。	4	遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施して、16人が脱却し、中期目標期間における平成18年度までの脱却者数を64人としており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
質の高い治療機会を医学的観点から公平に提供するため、治療効果の観点を踏まえた入院や入院中の経過説明等入退院プロセスの構築を図るとともに、その他の医療機関との連携を図りつつ病床や高度先進医療機器の整備を進める。	千葉療護センターに陽電子断層撮影装置(PET)を整備するとともに、平成17年度に策定したモデルケースに基づき、各療護センターにおける入退院プロセスの構築を図る。	3	千葉療護センターに陽電子断層撮影装置(PET)を整備した。 また、各療護センターにおいて、質の高い治療機会を医学的観点から公平に提供するため、平成17年度に策定したモデルケースについてさらに検討を行い、その結果を踏まえ、入院期間を統一するなど、治療効果の観点を踏まえた入院や入院中の経過説明等の入退院プロセスの構築を図った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
短期入院事業において、入退院の状況を勘案しつつ、療護センターの有効活用を図る。	東北・岡山・中部療護センターに加え、千葉療護センターにおいても入退院の状況を勘案しつつ短期入院事業を行い療護センターの有効活用を図る。	3	短期入院事業については、東北・岡山・中部療護センターに加え、千葉療護センターにおいても短期入院事業を実施した。これにより4療護センター全てにおいて、短期入院事業を実施し、療護センターの有効活用を図った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
メディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援や在宅介護者に対する介護に関する知識・技術の提供を推進する。	引き続き、メディカル・ソーシャルワーカーにより、転院先情報の提供など患者家族に対する支援や、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報の提供など在宅介護者に対する支援を強化する。	3	メディカル・ソーシャルワーカーによる転院先情報の提供等、機関誌「ほほえみ(旧「介護だより」)」による介護に関する知識・技術の情報などの提供により、患者家族、在宅介護者に対し支援を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

地元大学等研究機関や療護センター間の連携の強化、職場内研修の充実等により、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器を活用した医療技術の開発・向上を図り、一般病院への普及を図るため、日本脳神経外科学会、意識障害治療学会等において年平均10件以上（認可法人時の直近4ヶ年平均年7.3件）の研究成果の発表を行うとともに、短期入院協力病院に対する実務研修等を行う。	療護センターにおいて実施されている遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるため、引き続き、地元大学等との連携をとりながら10件以上の学会発表を行うとともに、新たに短期入院事業に協力する病院への働きかけとして実務研修を実施する。	4	地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、22件の研究成果を発表するとともに、他の学会での研究成果の発表や専門雑誌等への掲載も行われた。 また、東北・岡山療護センターにおいて、短期入院事業に協力する病院に対する実務研修を計2回実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
地域医療機関との連携を図り、年間9,000件以上（認可法人時の直近4ヶ年平均年5,493件）の高度先進医療機器の検査を受託する。	引き続き、地域医療機関との連携を図り、年間9,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託する。	4	4療護センターにおいては、対前年度（平成17年度）比1.1%増の12,532件のMRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査を受託しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
（介護料支給等支援業務） 被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。	（介護料支給等支援業務） 引き続き、被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。	3	平成18年度においては、4,312人に対し後遺障害の程度・介護の状況に応じた介護料を支給し、延べ441人に対し一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図った。 なお、平成19年度より、介護料支給対象となる介護用品として消耗品（紙オムツ・尿取りパッド及び痰吸引カテテル）を追加することとした。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
介護に関する相談窓口を主管支所に設置し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を効果的な広報と併せて実施するとともに、療護センターと連携し、5段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談	介護相談窓口の相談時間を2時間から4時間へ延長し、引き続き、介護福祉士等により積極的な相談支援を行うとともに、窓口に寄せられた相談内容から被害者のニーズの高い情報について、療護センターと連携を図りつつ、「介護だより」を通じて提供する。「介護	2	全主管支所において開設している介護相談窓口の相談時間を延長するなど積極的な相談支援を行うとともに、寄せられた相談のうち被害者等のニーズの高い内容をテーマに機関誌「ほほえみ」に掲載し、情報提供を行った。機関誌「ほほえみ」の発行回数を増回するとともに、今年度より配置した介護相談ゼネラルアド	

支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	だより」について、発行回数を年2回から4回に増やし、患者家族が各種情報を共有できる紙面の新設等の改善を図る。これらの措置を講じることにより、5段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度（平成18年度）について、4.0以上とする。	バイザーが有する、専門的見地からの日常介護におけるワンポイントアドバイスの掲載など有益な情報提供を行った。 重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度については、前年度（平成17年度）と比較して0.02ポイント向上したものの、3.66となった。 以上により、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
（４）交通遺児等に対する支援業務 被害者の状況に応じた無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図りつつ、保護者同士の交流の場の設置等により被害者家族相互の親睦を深め、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。被害者に対する調査を実施し、5段階評価における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	（４）交通遺児等に対する支援業務 引き続き、交通遺児等に対して経済的な支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、同制度の利用対象者の保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」を発行するとともに、「友の会の集い」や「絵画コンテスト」を全支所において実施することにより、精神的支援を強化する。 これらの措置を講じることにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成18年度）について4.0以上とする。	3 交通遺児等921人に対し無利子貸付けを行うとともに、保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会の集い」の実施、「友の会だより」の発行や「絵画コンテスト」の実施や、プロスポーツ選手や企業等の支援を受けながら交通遺児等の交流を行うなど、精神的支援を強化した。 被害者に対する精神的支援に関する評価度については、前年度（平成17年度）と比較して0.09ポイント向上させ、4.17の評価を得た。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
（５）広報活動業務 介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレットを年1回全市町村に、療護センターについても業務に関するパンフレットを年1回脳神経外科病院等に配布するなど、広報活動を強化する。	（５）広報活動業務 被害者保護を推進する観点から、引き続き、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット及びポスターを全市町村他関係機関に配布し、受給資格者及び貸付対象者に対し周知徹底を図る。 また、引き続き、療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした病院等に配布し、患者家族等への周知徹底を図る。	3 全市町村他関係機関に、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット（3,342箇所）及びポスター（3,930箇所）を配布し、受給資格者及び貸付対象者に対しこれら業務について周知徹底を図った。 また、介護料脳損種の認定を新たに受けた受給者家族に対し、療護センターリーフレットを配布するとともに、脳神経外科を主体とした病院（1,838箇所）及び看護学校等に療護センターの案内パンフレットを配布し、療護センター	

			の業務の周知を図った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
介護料支給業務においては、損保会社等と連携し、受給資格者に対する周知徹底を図る。	引き続き、各損保会社等に協力依頼し、受給資格者に対し周知徹底を図る。	3	各損保会社等を通じて、受給資格となり得る重度後遺障害者及びその家族に対し周知徹底を図っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
(6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務 交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。	(6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務 引き続き、交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。	3	本部において、内閣府、交通安全フェア推進協議会主催の「交通安全フェア」などに出展し、参加体験型として運転適性診断を実施するとともに、アイカメラシュミレータによる体験診断を行った。 また、会場でのビデオ放映、パネルの展示、ポスターの掲示、リーフレットの配布等により自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を積極的に行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
機構の全国組織を活用し、事業者や被害者に対する自動車損害賠償保障制度の周知を行う。	引き続き、都道府県単位で実施されている交通安全等に関する催しに対して、支所単位で参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝を行う。	3	全国の各支所において、交通安全等に関するイベント等に80回参加するとともに、機会をとらえてのリーフレットの配布や警察、市町村、病院などといった関係機関を訪問するなどして、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝を積極的に行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
(7) 情報提供業務 効果的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別総合評価(の数¹)の	(7) 情報提供業務 引き続き、効果的かつ公正なアセスメント事業を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(の数	4	平成18年度の自動車アセスメント試験では、20車種を実施し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(の数)の直近2カ年の平均値)について、平成14年度より、5.08→5.46と7.5%の大幅な改善を図っており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	

直近2カ年の平均値 ²)について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で4%以上の改善を達成する。	数)の直近2カ年の平均値)(平成18年度)について、認可法人時の最終年度(平成14年度)より、4%以上の改善を図る。		められる。
パンフレット配布先の拡大、ホームページの構成の改善等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行うとともに、定期的に利用者調査を実施し、業務の改善に反映させる。 ユーザーに対する5段階評価の利用度・満足度に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	引き続き、パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所数(平成18年度)を前年度(平成17年度)以上とするとともに、利用者に対する調査を実施し、パンフレット内容の改善を図る。これらにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度(平成18年度)について、4.0以上とする。	3	パンフレットの配布については、ユーザーが入手しやすい所に重点を置いて拡大を図り、配布箇所数を前年度(平成17年度)以上とした。パンフレットの改善を行い、試験車種の目次のページを設け、見たい車種の試験結果を探しやすくした。また、評価結果の見方を例示で分かりやすくした。 さらに、総合評価の数、歩行者保護のレベルについて、数値の多い方が高い評価であることが分かるようにデザインを工夫した。ホームページの改善も行い、ユーザーが情報を入手したいチャイルドシートのアセスメント評価結果をメーカー別に検索できるようにした。また、自動車アセスメントについて、よくある質問のページを新たに作った。 加えて、自動車アセスメントグランプリ制度の創設、自動車アセスメント結果発表会の開催及び自動車アセスメントグランプリの表彰を行った。 ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、平成17年度と比較し、0.08ポイント下回ったものの、4.03の評価を得た。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
歩行者保護性能のアセスメントを平成15年度より導入する。また、側面衝突安全性能評価等について調査研究を行う。	引き続き、歩行者保護性能のアセスメントを実施し、歩行者保護性の向上を促す。また、側面衝突試験の試験方法の見直しを行う。	3	平成15年度から引き続き、平成18年度に20車種について歩行者頭部保護性能のアセスメントを実施し、歩行者被害軽減を促進するための安全情報の提供を行った。その結果、レベル1、2の車が減少するとともに、前年度(平成17年度)に引き続きレベル5の車が出るなど安全性の向上がみられた。また、側面衝突試験用ダミーを変更したことで、より

			生体忠実性の高い計測が可能であることが確認されたことから平成18年度に試験方法の改訂を行い、平成19年度から改訂された側面衝突試験方法より自動車アセスメント側面衝突安全性能試験実施することを決定した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
実事故データと安全性能評価結果の相関関係を解析し、自動車アセスメントの改善に資する。	前年度（平成17年度）までに実施した試験対象車種の実事故データを調査・収集するとともに、当該車種のブレーキ試験結果との相関関係を解析し、自動車アセスメントの改善に資する。	3	平成15年度から引き続き、実事故データと安全性能評価との相関関係を解析し、自動車アセスメントのブレーキ性能試験における停止距離が短いほど実事故における死亡重傷率が低いとの相関が認められた。特に乾燥路面においては相関の有意性が高く認められた。自動車アセスメントの乾燥路面ブレーキ性能試験における停止距離は年ごとに短縮する傾向であり、このブレーキ性能の向上は死亡重傷者数の低減に貢献しているものと考えられる。 今後は、分析対象の事故データ数を増やし、湿潤路面における分析や衝突形態を限った分析など、より精度を高めた調査分析が必要である。また、事故発生割合等を評価する場合には、ドライブレコーダーの活用など解析手法の検討が必要と考えられる。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
海外の専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国アセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施する。	引き続き、海外で新たに導入された試験方法や調査研究等について、関係機関との討論及び情報交換を積極的に行うとともに、自動車の安全性に係る国際会議を主催し、参加各国の試験方法等の見直し状況や広報等の取り組み状況について意見交換を行い、今後の我が国のアセスメント事業の充実を図るとともに国際協力に取り組	3	平成18年10月31日～11月2日、東京において、世界NCAP会議・世界NCAPセミナーを開催した。欧州、米国、豪州に加え、韓国、中国、インドからも初めて参加し、海外の参加機関は8機関28名を数えた。初めて参加した韓国、中国、インドの参加者からは、関係機関と意見交換を行うことができ、今後、自動車アセスメント事業を展開するうえで非常に有意義のある会議であったとの意	

	む。		見や欧米からは3日間にわたり集中的に今後のアセスメントのあり方について討論ができて有意義であったとの意見があった。 なお、世界NCAP会議・世界NCAPセミナーについては、海外のアセスメント関係機関との情報交換を行うとともに、多くのメディアに取り上げられ、国内外において、自動車アセスメントの重要性が広く周知された。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	引き続き、業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	3	タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定する。	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙のとおり	3	中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。	—	平成18年度は該当なし。	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	-	平成18年度は該当なし。	
6. 剰余金の使途 剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。	6. 剰余金の使途 剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。	-	平成18年度は該当なし。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （1）施設及び設備に関する計画 別紙のとおり	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （1）施設及び設備に関する計画 別紙のとおり	3	千葉療護センターにおける「陽電子断層撮影装置（PET）」の施設・設備の整備（新設）を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
(2) 人事に関する計画 方針 中期目標期間中において、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。 人材の育成 指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。 人員に関する指標 中期目標期間の最終年度までに、職員数を抑制する。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 340人 2) 期末の常勤職員見込み 336人	(2) 人事に関する計画 方針 サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。 人材育成 指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。 人員に関する指標 職員数を抑制する。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 336人 2) 期末の常勤職員見込み 334人	3	業務運営の一層の効率化により、2名の削減を実施した。 また、各研修制度等（指導講習業務における講師の育成強化・適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化・安全マネジメント業務の展開に向けた対応）を実施し、職員の資質の向上を図っている。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 336人 2) 期末の常勤職員数 334人	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評 定 理 由
	○			各項目の合計点数 = 168 項目数 (52) × 3 = 156 下記公式 = 108%

< 記入要領 >

- ・ 個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 120% 以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 100% 以上 120% 未満である場合には、「順調」とする。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 80% 以上 100% 未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 80% 未満である場合には、「要努力」とする。
- ・ 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総 合 評 価

（法人の業務の実績）

平成 18 年度については、52 項目中ほとんどの項目について、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。

特に指導講習業務や適性診断業務において受講者・受診者の増加により大幅な自己収入の増加を図っていること、また、各業務において業務の効率化を図り、18 年度計画を上回る経費の削減を図っていること等について、大きな成果を上げていると認められる。

また、重度後遺障害者の家族への相談支援についても、相談窓口での相談時間を延長したり、機関誌の発行回数を増やすなど、相談支援や情報提供の充実・強化に努めていることが認められる。

以上のことから、中期目標の達成に向けて順調であると評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 自動車アセスメントについて、今後は提供する情報の高度化を図る必要があるとともに、自動車アセスメント事業の更なる普及・促進を図り、アジア地域における中核的な存在を目指して積極的に取り組んでいくことを期待する。
- ・ ドライブレコーダーの活用による事故防止対策について、より積極的に取り組んでいくことを期待する。
- ・ 重度後遺障害者や交通遺児などが漏れることなく機構が行う被害者救済対策が受けられるよう、的確な情報提供や周知・宣伝等を行うことにより、機構の認知度の向上に努める必要がある。なお、情報提供や周知・宣伝活動全般について、その効果測定をきめ細かく行うことが肝要である。

（その他推奨事例等）

- ・ 運輸安全マネジメント制度が平成１８年１０月から導入され、また、運行管理の新技术としてのデジタル式運行記録計・ドライブレコーダーが事故防止のツールとして普及されてきている。これらを受け、セミナー、シンポジウム及び講習会などを主催し、運輸安全マネジメント制度及び運行管理のための新技术の効果及びその具体的活用方法などの周知を図った。
- ・ 平成１８年夏頃から続発した飲酒運転による重大事故の発生に対し、飲酒運転防止の徹底を図るため、平成１８年１０月より、飲酒運転防止の注意喚起のためのカリキュラムを運行管理者指導講習等に新設するとともに、適性診断受診者に対する啓発活動を行っている。
- ・ 重度後遺障害者やその家族に対する相談支援の充実を図るため、本部に介護相談ゼネラルアドバイザーを設置し、療護センターとの連携の下、介護相談員への的確な助言を行うことにより、相談や情報提供について、質的向上を図り、精神的支援を充実・強化した。さらに、重度後遺障害者やその家族は、日常生活において多くのストレスや不安を抱えるとともに、情報提供の機会も求めていることから、在宅で介護されている方々の精神的支援を図るためのフェイストゥフェイスの訪問支援サービスを実施のため具体の準備を行った。